

目次

1. 他市町村との連携強化について
2. 法定協議会設置に向けたスケジュール案について

1. 他市町村との連携強化について

○背景

- 近年の車社会の進展や人口減少、少子高齢化、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大によるライフスタイルの変化などによる、地域公共交通を取り巻く状況の厳しさの増大
- 地域公共交通を将来にわたって維持していくことは、本市の目指すべき将来像である「すべての市民が安全に安心して快適に移動できるまち」を実現する根幹となる
- すべての市民にとって、安心・安全な移動環境が提供できるよう、よりきめ細やかな地域公共交通ネットワークの形成に、行政と事業者が一体となった視点から取り組むことが重要

1. 他市町村との連携強化について

他市町村との連携強化については、富田林市地域公共交通計画の基本的な方針 I-C 隣接市町村との連携による公共交通サービスの形成 の他市町村との連携強化において、取組内容として明記されている。

I-C 隣接市町村との連携による公共交通サービスの形成						
○ 取組内容						
○他市町村との連携強化						
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 河内長野市、大阪狭山市、太子町、河南町及び千早赤阪村との連携強化を図り、広域的な視点で地域公共交通の活性化及び利便性向上に努めます。 ✓ あわせて、地域公共交通の活性化及び利便性向上に向けて、堺市が展開する美原区における公共交通施策に対し、連携・協力します。 						
○民間路線バスに対する適切な支援体制の構築						
<ul style="list-style-type: none"> ✓ 市域を跨ぐ幹線軸となる路線について、国や府、隣接市町村と連携し、国等の補助事業を活用した支援を積極的に行います。 ✓ また、今後検討される交通不便地域等における公共交通サービスについて、国や府と連携して、国等の補助事業を活用した支援を積極的に行います。 						
○ 実施主体						
富田林市	国・府	鉄道事業者	バス事業者	タクシー事業者	市民・地域	その他(隣接市)
実施	支援・協力	連携	実施	実施	-	実施
○ スケジュール(年度)						
令和5年(2023)	令和6年(2024)	令和7年(2025)	令和8年(2026)	令和9年(2027)	長期	
適宜実施	→	→	→	→	→	

1. 他市町村との連携強化について

○法定協議会について

- 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律59号）第6条第1項の規定に基づき、関係市町村の区域における地域公共交通計画の作成に関する協議及びその実施にかかる連絡調整を行なう会議
- 道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域の需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議する会議



- ▶ 沿線市町村による持続可能な公共交通の確保を目的として、道路運送法に基づく地域公共交通会議、及び、地域公共交通活性化再生法に基づく法定協議会の2つの性質を併せ持つ協議会として、「**（仮称）南河内地域公共交通会議**」設置する。

2. 法定協議会設置に向けたスケジュール(案)について

1. 法定協議会の設置の検討

学識経験者、関係各機関、公共交通事業者、市民等を委員とした法定協議会の設置の検討を行う

2. 法定協議会の設置のための要綱等の整備

法定協議会の設置のための要綱等の整備を行う
各市町村において附属機関の共同設置（議決要）を行う。

3. 法定協議会の設置

法定協議会にて、バス事業者への総合的な支援を行っていく

4. 広域での地域公共交通計画の策定について

バス事業者への、国の補助事業を活用した支援策のため、広域的な地域公共交通計画の策定も視野に検討を行っていく